

偽名の記入および使用につき私印偽造・同使用の罪を否定した京都地裁判決

【文 献 種 別】 判決／京都地方裁判所
【裁判年月日】 令和 2 年 6 月 25 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（わ）第 1288 号
【事 件 名】 私印偽造・同使用被告事件
【裁 判 結 果】 無罪（確定）
【参 照 法 令】 刑法 167 条 1 項・同条 2 項
【掲 載 誌】 判例集未掲載
◆ LEX/DB 文献番号 25566235

立命館大学教授 松宮孝明

事実の概要

外国籍の被告人は、自宅において、「甲野花子」の名で注文し、宅配会社の配達員が配達した「甲野花子」宛の宅配荷物の配達票の受領印欄に「甲野」と記入して、これを配達員に提出した。なお、被告人は、インターネットショッピングサイトを利用するに際し、7つのアカウントを作成し、同時期に2、3個のアカウントを並行して使用し、購入の注文をしていた。その中では、同一の日に複数のアカウントから注文したり、同一のアカウントにおいて複数の氏名、住所を使用することもあった。その際、本名で注文すると日本では不利益に扱われる可能性がある等々の理由から、本名のほか、日本人名を用いて注文することがあった。

検察官は、「甲野花子」は被告人の本名ではないところ、通称、偽名等本名以外の氏名を使用する場合に「偽造」に当たるかは、文書偽造の場合と同じく、形式的に名義人と作成者の間に不一致があるかのみならず、名称自体が社会生活上ある程度の期間常用されることによって本名を指称するに至っているか否かや、名称の使用目的等の性質、作成者が名称をどのような意図、目的の下に使用しようとするものであるかなどを総合考慮して判断すべきであるところ、〔1〕甲野花子という名称は被告人を指称するものとして通用するに至っていない、〔2〕被告人自身に人格の同一性を偽る意図があった、〔3〕宅配便の配達票の受領印欄は、性質上本名を用いて作成することが求

められているから、本件で配達票の受領者欄に被告人が「甲野花子」と署名した行為は、人格の同一性を偽る意図をもって、現に偽った行為であり、偽造である等として、この行為を、「他人の署名を偽造・使用」したに当たるとし、刑法 167 条 1 項の私印偽造罪および同条 2 項の偽造私印不正使用罪で起訴した。

これに対し、被告人および弁護人は、上記甲野花子とは被告人自身を指す呼称であるから、被告人が自己の署名を使用したに過ぎず、「他人の署名を偽造・使用」したとはいえないから無罪である等と主張した。

判決の要旨

無罪。

1 本判決は、〔1〕「甲野」という署名は宅配便の配達員、依頼者と受取人の間で人格の同一性に齟齬を来していないからその指摘は当たらず、〔2〕本件署名の際に被告人が自己の本名を隠して人格の同一性をあいまいにする意図があったとはいえないし、また、前記のとおり、主観的事情を大きく考慮すべきであるともいえない上、〔3〕配達票の受領印欄は、性質上本名を用いて作成することが求められているとはいえないとして「偽造」を否定し、その結果、私印偽造・同使用の罪全体につき、無罪とした。

2 すなわち、本判決は、まず〔1〕について

は、「一般的に、宅配便業者の配達票の受取印欄は、宅配業者が、注文者との約款による合意に基づき、特定の住所に居住する注文者が受取人として指定する人物に荷物を届けたことを証明するために、当該荷物を受領した人物に、間違いなく注文者の指定する人物ないしはその家族、同居人が荷物を受領したことを示すために受取印又はそれに代わる署名を要求するものであり、その受取印欄に受取印に代わって署名する場合は、注文者が指示した人物及びその関係者かどうかを判明する程度のものが求められていると解され、必ずしも本名で署名することが期待されているわけではなく、「配達票に通称、仮名で署名したとしても、それが自己を現すものである限り、宅配便業者と注文者、依頼者の間で名義人と作成者の人格の同一性の齟齬が問題になる場面があまり想定されず、本名を用いないことにより社会通念上不利益が発生する場面がない」上、「受取人の国籍が、宅配便業者の関心事であるとは言えず、「配達票が宅配便業者以外の第三者に譲渡されることが予定されているわけでもない。」とした。

3 次に、[2]については、「少なくとも宅配便の依頼者と受取人の間では、『甲野花子』名の人格の同一性に齟齬はな」く、「配達員は、上記のとおり、基本的には注文者の指定する住所をもとに、そこに居住する人物に当該荷物を届けて受取人に受取印の押印ないし署名を求め、署名作成者に身分証明も求めておらず、単に注文者の指定する人物であることが確認されればよいというのであって……その立場は依頼者であるS時計店d店や同c店と同様に解してよいものと認められるから、宅配便の配達員、依頼者と受取人の間では、『甲野花子』名の人格の同一性に齟齬はないといえる。」と述べ、「宅配便の配達員、依頼者と受取人の間では、『甲野花子』名の人格の同一性に齟齬はない」と判示して、「偽造」と「行使」を否定している。

4 さらに[3]については、本判決は「通称」の自己指称性に関し、「名称自体が社会生活上ある程度の期間常用されることによって本名を指称するに至っているか否か」を重視する検察官の主張に対して、「私印（署名）偽造の保護法益であ

る私印（署名）に対する関係者の信頼という観点に照らせば、当該署名が流通すると想定される範囲内で名義人と作成者の同一性が齟齬しなければよいのであって、用いられる通称、仮名等もその範囲内で人格の同一性の齟齬を来たさない程度に認識されていればよく、世間で一定期間常用されているかは考慮すべきであるとはいえない。」と述べ、また、「署名の作成者と名義人の人格の同一性といった客観的であるべき事項の判断については、当該署名の性質を離れた作成者の意図や目的などの主観的意図に大きく左右されるものではない。」とするなど、注目すべき判示をしている。

判例の解説

一 本判決の意義

「名義人と作成者の人格の同一性を偽る」という「偽造」の定義ないし本質にいう「人格の同一性」(Identität der Person)とは、「氏名その他称号の同一性のことではなくて、氏名や称号を通して知り得られる人格者の同一性のこと¹⁾」である。したがって、文書等の「作成者」を指し示す「名前」(「名義」)は、必ずしも戸籍名や外国人登録簿上の名前である必要はない。また、用いられる「名義」は、その範囲内で人格の同一性の齟齬を来たさない程度に認識されていればよく、たとえば答案用紙に受験番号しか書かない入試を考えればわかるように、大学受験の受験番号も、ここにいう「名義」である²⁾。つまり、そもそも「名称自体が社会生活上ある程度の期間常用されることによって本名を指称するに至っている」ことなど重要ではなく、問題は端的に、用いられる「名義」が、まさに「作成者」を指称しているか否かにある。「通称」であることは、それを支える状況証拠に過ぎず、「通称」でなくとも「偽名」一般が、本来、「作成者」を指称するものなのである。

本判決は、この当然の理を、宅配便配達票の受取印欄への私印偽造の成否に際して確認したものである。

二 「文書の性質」論の系譜

1 ところが、本件の検察官は、宅配便配達票の受領印欄は、性質上本名を用いて作成することが求められているものであって、被告人がこれに

「甲野」という偽名を記載したことは人格の同一性を偽る意図をもって、現に偽った行為であると主張した。これは、宅配便配達票という「文書の性質」上、その受領印欄には戸籍名などの本名を書かないと「偽造」になるのだという主張である。

このような「文書の性質」論は、筆者の知る限りでは、あらかじめ友人の同意をえて交通（反則）切符の供述書欄にその名を書いた行為に私文書「偽造」を認めた最高裁の裁判例³⁾で注目を浴びたものである。そこでは、「交通事件原票中の供述書は、その文書の性質上、作成名義人以外の者がこれを作成することは法令上許されない⁴⁾」等と述べられている。

その後、この「文書の性質」論は、再入国許可申請書に被告人を指称する「通称」を用いた事例⁵⁾や、同姓同名の弁護士が存在することを奇貨として「弁護士」という肩書を付した文書を作成した事例⁶⁾、被告人XがYという偽名を用いて履歴書等を作成し会社に提出した事例⁷⁾、国際運転免許証の発給権限のない「国際旅行連盟」名での「国際運転免許証のようなもの」の発給事例等について、「文書の性質」論を用いて「偽造」の範囲を拡大してきた。その結果、単なる宅配便配達票の受領印欄までもが、その性質上本名を用いて作成することが求められているものだとする誤解を生んだのであろう。

2 しかしながら、「文書の性質」論の嚆矢となった交通（反則）切符の供述書欄に関する名義使用の同意については、特殊な文書についてのみ「偽造」となるのではなく、まさに「名義人」と「作成者」の「人格の同一性」を偽るという一般的な定義に当てはまるものであった。というのも、「人格の同一性を欺罔するために与えられた『承諾』を有効と認めるべきでないことは、……文書偽造罪の本質を考えれば当然のこと⁸⁾」であり、取締現場の警察官ではなく、違反処理のために交通（反則）切符の供述書欄を見る運転免許センター等の職員にとっては、記載された名前は、現実の違反者（「作成者」）とは別人を指し示すものとなるからである。したがって、その後の判例が「文書の性質」論に傾いたことは、痛恨の極みであった。

三 どこまでが特殊な文書か？

1 ただ、前述のように、本来、「偽名」では「偽造」にはならないのであるから、「文書」によっては本名を用いないと「偽造」になるとする「文書の性質」論は、たとえば交通（反則）切符の供述書欄のように、私文書ではあるが違反運転の処理のための公用文書であるといった「特殊な文書」にのみ妥当すべきものである。したがって、これまで最高裁がこの議論によって「偽造」を認めてきた「文書」は、先に挙げた交通（反則）切符の供述書欄や履歴書等、「国際運転免許証のようなもの」といった、「人格の属性」が重視されるものに限られてきた⁹⁾。そうでなければ、「文書の性質」論は意味をなさなくなるからである。

2 本判決は、この点につき、宅配便業者の配達票の受取印欄は「宅配業者が、注文者との約款による合意に基づき、特定の住所に居住する注文者が受取人として指定する人物に荷物を届けたことを証明するために、当該荷物を受領した人物に、間違いなく注文者の指定する人物ないしはその家族、同居人が荷物を受領したことを示すために受取印又はそれに代わる署名を要求するものであり、その受取印欄に受取印に代わって署名する場合は、注文者が指示した人物及びその関係者かどうかが判明する程度のものが求められ……配達票に通称、仮名で署名したとしても、それが自己を現すものである限り、宅配便業者と注文者、依頼者の間で名義人と作成者の人格の同一性の齟齬が問題になる場面があまり想定されず、本名を用いないことにより社会通念上不利益が発生する場面がない」等として、宅配の受取印欄は本名が要求されるような性質のものではないと判示した。

これは常識的な判断であると同時に、これによって本判決は、「文書の性質」論の射程を限定する一事例を明らかにしたものだといえよう。

四 「偽造」概念の統一性

1 もっとも、「文書の性質」論が残っている限り、たとえばこの被告人が履歴書の氏名欄に「甲野花子」と記載したときには、面接者が被告人を指称する名前として「甲野花子」を用いたとしても、最高裁によれば、これを「偽造」とすることになる¹⁰⁾。それも、「少なくとも面接者と被告人の間では、『甲野花子』名の人格の同一性に

齟齬はな」いにもかかわらず。それにより、「偽造」概念の統一性が揺らいでいる。これは、「人格」という概念に国籍や年齢等々の「人格の属性」まで入れてしまったことに由来する。

2 しかし、本来はどのような文書であっても、「作成名義人以外の者がこれを作成することは法令上許されない¹¹⁾」のであって、「文書の性質」によっては「作成名義人以外の者がこれを作成してもよい文書」など存在しない。問題は、「観念説」の正確な理解に基づく「作成者」概念なのである。

本判決は、この問題を考える契機ともなり得るものと思われる。

五 「文書」偽造と「印章」偽造の区別

1 最後に、配達票の受領印欄は、受取人が「私が当該配達物を受領した。」という内容の「省略文書」ではないのか、という論点に触れておこう。

大審院には、他人宛の書留通常郵便物の配達証書への有合印の捺印について、文書偽造罪も印章偽造罪も否定した判決¹²⁾がある。また、道路交通法違反事件捜査報告書等に他人の氏名を冒書した事案では、私文書偽造でなく私印偽造を認めた福岡高裁の判決¹³⁾もある。

他方、最高裁には、郵便送達報告書の受領者の押印または署名欄に他人の氏名を冒書した事案につき、有印私文書偽造罪を構成するとした決定¹⁴⁾がある。

2 区別の決め手は、受領印欄が、配達人名義の配達報告から独立した文書か否かにある。独立性を否定すれば、「印章」の偽造が問題となるに過ぎないからである。そこで、従来の大審院の考え方を前提とすれば、上記最決平 16・11・30 の判断は疑問ということになろう¹⁵⁾。この点では、本判決の訴因も、伝統的な判断に従っている。

●——注

- 1) 江家義男『刑法各論〔増補第1版〕』（青林書院新社、1963年）135頁。
- 2) 替え玉受験における答案用紙を「偽造」文書とした最判平 6・11・29 刑集 48 巻 7 号 453 頁は、まさか、答案用紙に受験番号しか書かない仕組みであれば「偽造」を否定するものではあるまい。
- 3) 最決昭 56・4・8 刑集 35 巻 3 号 57 頁、最決昭 56・4・

16 刑集 35 巻 3 号 107 頁。最決昭 56・12・22 刑集 35 巻 9 号 953 頁は、「通称」使用の事例でもある。

4) 前掲注 3) 最決昭 56・4・8。

5) 最判昭 59・2・17 刑集 38 巻 3 号 336 頁。そこでは、再入国許可申請書の性質から、「本文文書に表示された K の氏名から認識される人格は、適法に本邦に在留することを許されている K である」として、「人格」の中に「適法に本邦に在留することを許されている」という「人格の属性」まで入れてしまっている。

6) 最決平 5・10・5 刑集 47 巻 8 号 7 頁。そこでは、単なる領収書も含めて「弁護士としての業務に関連して弁護士資格を有する者が作成した形式、内容の」文書だから「本件各文書に表示された名義人は、第二東京弁護士会に所属する弁護士 Y であって、弁護士資格を有しない被告人とは別人格の者である」と述べてしまったことが問題となる。領収書まで「偽造」だとすると、その「名義人」は被告人ではないので、彼に報酬を払ってこの領収書を得た人物は、この文書では被告人への支払の事実を証明できないことになるからである。

7) 最決平 11・12・20 刑集 53 巻 9 号 1495 頁。そこでは、履歴書等の「文書の性質、機能等に照らすと、たとえ被告人の顔写真がはり付けられ、あるいは被告人が右各文書から生ずる責任を免れようとする意思を有していなかったとしても、これらの文書に表示された名義人は、被告人とは別人格の者であることが明らかである」と述べられている。しかし、この決定の原判決は、その被告人欄に「被告人 Y こと X」と記載しており、偽名 Y と戸籍名 X が同一人物を指称することを認めている（東京高判平 9・10・20 高刑集 50 巻 3 号 149 頁）。

8) 中川武隆「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇（昭和 56 年度）』（法曹会、1985 年）97 頁。入試答案を考えれば、名義使用の承諾は、まさに「名義人」と「作成者」の同一性を偽るものであることが明らかであろう。というのも、この答案で証明されるのは、「名義人」の学力ではなくて、替え玉受験者のそれだからである。

9) この点では、前掲最決平 5・10・5 が、「弁護士報酬金請求について」と題する書面や土地の調査結果を報告する内容の「経過報告書」ばかりでなく、単なる領収書まで「偽造」文書としたことは、「文書の性質」論からみても、勇み足であった。というのも、前述のように、領収書まで「偽造」文書としてしまうと、この文書では被告人への支払の事実を証明できないことになるからである。

10) 前掲注 7) 最決平 11・12・20。

11) 前掲注 3) 最決昭 56・4・8。

12) 大判大 8・7・17 刑録 25 輯 875 頁。

13) 福岡高判平 15・2・13 判時 1840 号 156 頁。

14) 最決平 16・11・30 刑集 58 巻 8 号 1005 頁。

15) この点につき、松宮孝明「印章偽造と文書偽造」立命 298 号（2005 年）1665 頁も参照されたい。